

第175回（臨時）代議員会議事録

第175回（臨時）代議員会が、平成27年3月19日（土）14時30分より、愛知県名古屋市
中区栄四丁目14番28号、愛知県医師会館9階大講堂において開催され、16時50分閉会した。

代議員総数 171名
議決権の数 146個
出席代議員の数 146名
出席した代議員の議決権の数 146個

議長 水野和夫
副議長 川上雅正、杉田洋一
出席理事 柵木充明、山本 楯、伊藤宣夫、横井 隆、
市川朝洋、吉田 貴、伊藤健一、城 義政、
加藤雅通、大輪芳裕、西山 朗、樫尾富二、
樋口俊寛、細川秀一、森 孝生、野田正治
監事 岩瀬敬紀、榊原一基
欠席者 理事／伊藤富士子、額 額 雅明、城 卓志
監事／可世木 成明

議事録作成者 加藤 結花

開 会

定刻に至り、公益社団法人愛知県医師会代議員会議事規則（以下、代議員会議事規則とする。）
第1条第2項に則り、総代議員の過半数に相当する代議員の出席（146名）が確認され、水野
和夫議長は代議員会議事規則第7条第1項に則り開議を宣言した。

【 議事録署名人の指名 】

議事録署名人については、代議員会議事規則第66条に則り、議長が以下の2名の代議員を
指名した。

議席番号 19番 久野 一 典（東海市）

議席番号 157番 関山 聡 史（名古屋市一名東区）

報 告

公益社団法人 愛知県医師会定款第56条第2項の規定により、(1)は庶務担当山本副会長、
(2)は会計担当西山理事より報告がなされた。

(1) 平成28年度事業計画報告

庶務担当山本副会長より、平成28年度の事業計画の内容について、説明報告がなされた。
変更点としては、「生涯教育講座」の開催に関する事項に「日医かかりつけ医機能研修制
度」を含むことについて検討していくこと、予防接種の広域化に関する事項については、
既に目的が達成され実績済みとなったため廃止し、「広域予防接種事業に関する事項」を
新設したこと、昨年10月より開始された医療事故調査制度に伴い、新たに「医療事故調
査制度への支援に関する事項」を新設し、死因究明システムの運営を廃止したこと、愛知
県医師会医療秘書学院の運営については、昨年度より愛知ビジネス専門学校へ移管してい
るため廃止し、「日本医師会認定医療秘書の養成」を新設したこと等が挙げられ、特に質
疑は出されなかった。

(2) 平成28年度予算報告

会計担当西山理事より、平成28年度予算について、平成28年1月28日開催の定例理事会上において承認されていることを報告の上、資料により説明がなされた。

議 事

続いて議事に入り、水野議長の宣言により、第1号議案から第3号議案まで一括上程され、会計担当西山理事より説明がなされた。

第2号議案 第4項については、平成27年度より日本医師会が研修医の会費の減免を実施していることにより、研修医会員を会費減免の対象に加えることとし、会費減免が妥当と考えられる事例が発生した場合、速やかな対応ができるよう、第5項に理事会の承認を得た者という一文を追加した旨、説明がなされた。

◇追加事項 4.

研修医会員は、医師法に基づく臨床研修期間の開始する期から、臨床研修期間が終了する期まで、最大2年間減免するものとする。

◇追加事項 5. (3)

(1)(2)以外の者で理事会の承認を得た者。

第1号議案から第3号議案まで特に質疑は出されず、水野議長より議場に諮ったところ、過半数に達する賛成多数の挙手を得たことを確認し、「第1号議案 平成28年度会費の賦課徴収に関する件」「第2号議案 平成28年度会費減免申請に関する件」「第3号議案 平成28年度入会金の賦課徴収に関する件」は一括決議した。

第4号議案 公益社団法人愛知県医師会選挙規則の一部改正に関する件

本議事の前に水野議長より、医師会名称変更に伴う本議事への追加事項として、第18条2項第(3)号の改正の審議を認めた旨、説明され、全代議員了承のもと上程された。

庶務担当市川理事より改正点である、第5章第18条第2項第(3)号及び第7章第51条第2項の一部改正について説明がなされた。

特に質疑は出されず、水野議長より本議案の承認について議場に諮ったところ、過半数に達する賛成多数の挙手を得たことを確認し、決議した。

◇ 改正点 第5章第18条第2項第(3)号

<現 行>

2 前項の各地区とは、次の医師会の所在する地区をいう。

(3) 三河地区は、豊橋市医師会、豊川市医師会、蒲郡市医師会、北設楽郡医師会、新城市医師会、田原市医師会、岡崎市医師会、碧南市医師会、刈谷医師会、豊田加茂医師会、安城市医師会、西尾幡豆医師会。

<改正後>

2 前項の各地区とは、次の医師会の所在する地区をいう。

(3) 三河地区は、豊橋市医師会、豊川市医師会、蒲郡市医師会、北設楽郡医師会、新城市医師会、田原市医師会、岡崎市医師会、碧南市医師会、刈谷医師会、豊田加茂医師会、安城市医師会、西尾市医師会。

◇ 改正点 第7章第51条第2項

<現 行>

日本医師会代議員 18 名のうち、本会会長は、地区割当ての外の 1 名とし、他の 17 名を名古屋地区 7 名、尾張地区 5 名、三河地区 4 名、第 15 条の議長割当て地区に 1 名割当て。予備代議員もまたこれによる。

<改正後>

日本医師会代議員 19 名のうち、本会会長は、地区割当ての外の 1 名とし、他の 18 名を名古屋地区 7 名、尾張地区 5 名、三河地区 5 名、第 15 条の議長割当て地区に 1 名割当て。予備代議員もまたこれによる。

以上、議事の経過の要領及びその結果を明確にするために本議事録を作成し、代議員会議事規則第 66 条に則り、議長及び議長が指名した 2 名の代議員（議事録署名人）が記名押印する。

議 長

水野 和夫

議事録署名人

久野 一典

議事録署名人

関山 聡史